

平成 30 年 9 月 10 日
近畿協第 30-036 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 30 年度 8 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8 月度の受付台数は 13,098 台で前年同月比 101.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 昇降機の「廃止届」提出について

昇降機の「廃止届」は、作成要領(2018年版)の126頁にも記載していますが、昇降機が設置されている建物が除却された場合や昇降機が撤去された場合に必要です。昇降機を撤去及び撤去新設される場合は速やかに「廃止届」を作成し提出をお願いします。

撤去新設の新規報告の際に「廃止届」が未提出の場合は、昇降機を新設した会社にて作成、提出をお願いします。「廃止届」が提出されないことで行政指導(督促状の発行)が行われる可能性があります。

※「廃止届」は廃止年月日が先付日であっても協議会で受付が可能です。

2. 京都市の小荷物専用昇降機の「基準月設定」について

京都市への小荷物専用昇降機の初回報告(平成28年5月31日以前の既存物件)は、平成31年5月31日までに必要です。行政指導により、建物の検査済証を受けていない等の小荷物専用昇降機については、定期検査実施前に「昇降機(小荷物専用昇降機)の定期報告時期について」の書類を作成の上、「京都市建築審査課」に相談し、報告時期の指示を受ける必要があります。

※詳細は京都市ホームページをご確認ください。(閲覧方法:平成29年度3月月報にて案内)

その後、定期検査報告書を提出の際に京都市から報告月の指定を受けた書類の写しを報告書へ添付してください。

(平成28年度5月・12月、平成29年度7月・3月月報にて関連情報をお知らせしています、ご確認ください。)

3. 検査結果表(主索)の記載漏れについて

検査結果表の主索(ロープ式・油圧式2(3)、段差解消機1(4)・2(17)、小荷物専用昇降機3(1))の“錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分”で「なし」を○で囲むも、“該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準”の「ハ」の記載漏れが散見されます。協議会へ提出される前に記載漏れの確認をお願いします。

以上